

大分県技能者表彰選考委員会における選考指針

- 1 大分県技能者表彰選考基準（昭和47年8月8日伺定）2（3）について、技能顕功賞の被表彰者は、原則として、特級、一級、単一等級技能検定合格者、又はそれと同等以上の国家資格等を有する者とする。
- 2 同2（3）について、技能顕功賞の被表彰候補者の中で、二級技能検定合格者であり、かつ、職業訓練指導員免許を取得している者で特に功績が大きい者については、特例扱いとし、功績等により判断する。（市町村表彰受賞者）
- 3 同2（3）について、技能顕功賞の被表彰候補者の中で、（一社）大分県技能士会連合会から推薦された者において、被表彰職種が技能検定の職種と合致する場合は、原則として、同連合会会長表彰を受けた者とする。
- 4 同2（3）について、基盤技術顕功賞の被表彰者は、所属団体への貢献を通じ、県産業の発展に寄与する趣旨に鑑み、技能に係る国家資格等に加え、特許や実用新案の権利、所属団体等における表彰歴、競技会入賞歴及び社内検定等資格、さらに技能に係る第三者の意見書等を総合的に判断し、その有する技能が、特級、一級、単一等級技能検定合格者と同等以上と認められる者とする。

なお、基盤技術顕功賞の対象となる技能は、原則として、ものづくり基盤技術振興基本法（平成11年3月19日法律第2号）第2条第1項に規定する技術とする。